

令和 7 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 20 日

担当部・課：保健福祉部子育て支援課〔内線 2512〕

① 件名

低所得ひとり親世帯生活費支援事業の実施について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

令和 7 年 12 月、地域における緊急的な支援をひとり親家庭等に対して行うことが盛り込まれた「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（以下「経済対策」という。）に係る国の補正予算が成立し、全国の自治体に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が追加配分された。

宮城県では、同交付金を活用し、低所得ひとり親世帯を対象とした支援事業を実施する県内市町村（仙台市除く。）に対し、事業費の補助を行うこととした。

【目的】

宮城県の補助金を活用し、物価高の影響を受けている低所得ひとり親世帯等に対する生活費支援事業を実施するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令】（県）低所得ひとり親世帯生活費支援事業補助金交付要綱****【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】****④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和 7 年 11 月 経済対策が閣議決定

12 月 第 219 回臨時国会において令和 7 年度補正予算成立

第 398 回宮城県議会において令和 7 年度補正予算成立

宮城県低所得ひとり親世帯生活費支援事業補助金交付要綱の制定（令和 7 年 12 月 26 日施行）

令和 8 年 1 月 令和 7 年度補正予算裁定

⑤ 主な内容

低所得ひとり親世帯等への支援として、「低所得ひとり親世帯生活費支援給付金」を支給する。

1 支給対象 石巻市から令和 8 年 1 月期に児童扶養手当が支払われた世帯

（石巻市から転出した場合を除く）

2 支給見込世帯数 1,150 世帯

3 給付金額 1 世帯当たり一律 1 万円

4 給付時期 令和 8 年 3 月

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**【影響・効果】**

物価高の影響を受けている低所得ひとり親世帯等への生活支援を図ることができる。

【市財政への負担】

令和 7 年度予算額 12,650 千円

(内訳) 事業費（扶助費） 11,500 千円

事務費（需用費、通信費等） 1,150 千円

(財源) 低所得ひとり親世帯生活費支援事業費補助金（県 10/10）

事業費は 1 世帯当たり 10 千円を上限、事務費は事業費の 10% 相当を上限

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

東松島市、名取市、登米市、多賀城市、栗原市、気仙沼市においても同様の事業を実施する。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年1月 市議会第1回臨時会に関係補正予算案について提案
石巻市低所得ひとり親世帯生活費支援事業実施要綱の制定
(施行予定年月日：令和8年1月28日)
3月 市ホームページにより周知するほか、対象者へ通知する。

⑨ その他